

## 北海道開発局i-Con奨励賞 事務取扱要領

令和2年4月26日 北開局技管第15号

最終改正 令和4年2月15日 北開局技管第187号-1

### (目的)

第1条 北海道開発局が所管する工事及び業務（以下「工事等」という。）に関し、建設現場における生産性向上の優れた取組を行った受注者を表彰することにより、建設業に携わる企業のi-Construction導入に向けた意欲向上を図るとともに、優れた取組事例を広く収集し周知することで、より一層のi-Construction推進を図ることを目的とする。

### (表彰者)

第2条 北海道開発局長（以下「局長」という。）は、第5条に規定する事項が建設現場の生産性向上において優れ、他の模範として推奨するに値すると認める場合は、次条第1項に規定する北海道開発局i-Con奨励賞選考委員会の報告を踏まえ、当該受賞者を表彰するものとする。

### (北海道開発局i-Con奨励賞選考委員会)

第3条 本局に北海道開発局i-Con奨励賞選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

- 2 第7条で推薦があった受注者については、選考委員会において審査するものとする。
- 3 選考委員会は、第6項に規定する北海道開発局i-Con奨励賞選考委員会幹事会の検討・整理の報告を基に審査を行い、その結果を局長に報告するものとする。
- 4 委員長は、事業振興部長をもって充てる。
- 5 委員は、開発監理部長、建設部長、港湾空港部長、農業水産部長、営繕部長及び事業振興部調整官並びに委員長が特に指名した者とする。
- 6 選考委員会に北海道開発局i-Con奨励賞選考委員会幹事会を置くことができる。

### (受賞者の決定及び通知)

第4条 局長は、前条第3項の規定に基づく報告を踏まえ、受賞者を決定するものとする。

- 2 局長は、前項の結果について、当該受賞者に通知するものとする。

### (選考の基準)

第5条 選考の対象とする工事等は、前年度に完成したものに限るものとする。

- 2 選考の対象とする工事等は、次に掲げる事項により、生産性向上に資する優れた取組を行ったものとする。
  - 一 3次元測量・設計
  - 二 ICT施工（ICT建機の活用のみを行った取組も含む）
  - 三 BIM/CIM
  - 四 プレキャスト活用等の全体最適化により生産性向上に顕著な成果が得られたもの
  - 五 新技術活用により生産性向上に顕著な成果が得られたもの
  - 六 ICTを活用した施工管理・工程管理

- 七 i-Constructionに係る担い手確保・人材育成
- 八 デジタル技術を活用し生産性向上に関し創意工夫に努めたもの
- 九 前各号に掲げるもののほか、建設現場の生産性向上に顕著な成果が得られたもの

3 選考に当たっては、前項1号から9号に該当する取組について、次に掲げる事項を総合的に考慮して行うものとする。

- 一 生産性向上に資する有効性が認められる取組
- 二 技術の向上や新たな取組に努め、先進性が認められる取組
- 三 他の模範として波及性が認められる取組
- 四 困難な条件を克服して、生産性向上に資したと認められる取組
- 五 特に顕著な効果が認められる取組

(北海道開発局i-Con奨励賞選考委員会幹事会)

第6条 北海道開発局i-Con奨励賞選考委員会幹事会は、選考委員会の委員長の命により、推薦があった受注者について検討・整理し、選考委員会に報告するものとする。

2 幹事長は、事業振興部調整官をもって充てる。

3 幹事は、工事管理課長、技術管理課長、河川工事課長、道路建設課長、港湾建設課長、空港・防災課長、農業設計課長、水産課長及び技術・評価課長並びに幹事長が特に指名した者とする。

(推薦)

第7条 局長に対する受注者の推薦は、本局にあつては事業振興部長、開発建設部にあつては開発建設部長が、次条第1項に規定する北海道開発局i-Con奨励賞推薦委員会の報告を踏まえて行うものとする。

(北海道開発局i-Con奨励賞推薦委員会)

第8条 本局及び開発建設部（以下「開発建設部等」という。）に、北海道開発局i-Con奨励賞推薦委員会（以下「推薦委員会」という。）を設置する。

2 推薦委員会は、局長に推薦する受注者の選考を行い、その結果を事業振興部長又は開発建設部長に報告するものとする。

3 委員長及び委員は、別に定めるものとする。

(表彰の実施)

第9条 北海道開発局i-Con奨励賞の表彰は、毎年度1回行うものとする。

(庶務)

第10条 この要領に関する庶務は、別に定める場合を除き、事業振興部技術管理課があたるものとする。

(雑則)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は事業振興部長が別に定めるものとする。

附 則

1 この通達は、令和2年4月21日から施行する。

附 則〔令和3年2月9日 北開局技管第217号〕

この通達は、令和3年2月9日から施行する。

附 則〔令和4年2月15日 北開局技管第187号-1〕

この通達は、令和4年2月15日から施行する。

## 北海道開発局i-Con奨励賞 事務取扱要領の運用指針

令和2年4月26日 北開局技管第15号

最終改正 令和4年2月15日 北開局技管第187号-2

### 1 第1条（目的）関係

- (1) 「北海道開発局が所管する工事」には、受託工事及び附帯工事を含むものとする。
- (2) 「受注者」には、共同企業体及び設計共同体（以下「共同企業体等」という。）を含むものとする。

### 2 第2条（表彰者）関係

- (1) 受賞者が共同企業体等である場合は、その構成員に対してそれぞれ表彰するものとする。
- (2) 受注者は連年の受賞を妨げない。

### 3 第5条（選考の基準）関係

#### (1) 第3項本則関係

ア 選考する工事の件数は、前年度に完成した工事、ICT活用工事及びBIM/CIM活用工事等を勘案して決定するものとし、総件数は前年度に完成したものの2パーセント程度とする。

イ 選考する業務の件数は、前年度に完成した業務及びBIM/CIM活用業務等を勘案して決定するものとし、総件数は前年度に完成したものの1パーセント程度とする。

#### (2) 第3項第1号関係

「生産性向上に資する有効性が認められる取組」とは、各取組について、有効性に関する別表1に掲げる項目に該当し、生産性向上に資する有効性が認められる取組をいう。

#### (3) 第3項第2号関係

「技術の向上や新たな取組に努め、先進性が認められる取組」とは、各取組について、先進性に関する別表2に掲げる項目に該当し、取組の実績や技術的な観点などから先進性が認められる取組をいう。

#### (4) 第3項第3号関係

「他の模範として波及性が認められる取組」とは、各取組について、波及性に関する別表3に掲げる項目に該当し、他に広く波及が期待できる取組をいう。

#### (5) 第3項第4号関係

「困難な条件を克服して、生産性向上に資したと認められる取組」とは、各取組について、取組条件に関する別表4に掲げる項目に該当し、困難な現場条件や北海道の地域特性を克服して生産性向上に資したと認められる取組をいう。

#### (6) 第3項第5号関係

「特に顕著な効果が認められる取組」とは、各取組について、特に顕著な効果に関する別表5に掲げる項目に該当し、建設現場の生産性向上に特に顕著な効果を上げた取組をいう。

#### (7) 第3項関係

ア 次に掲げる事項の一に該当する受注者（共同企業体等の構成員を含む。）は、表彰対象としないものとする。

(7) 前年度の受賞者の公表日から局長が受賞者を決定する日までの間に、北海道開発局工

事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年4月1日北開局工第1号。以下「措置要領」という。）の規定により指名停止の措置を受けた者

(イ) その他表彰するにふさわしくない事由があると認められる者

イ 局長が受賞者を決定した日の翌日から、受賞者の公表を行う日までの間において、当該業者が措置要領の規定により指名停止の措置を受けた場合は、決定を取り消すものとする。

ウ 同一部門内における受注者の重複した選考は、原則として行わないものとする。

エ 前年度に完成又は完了した工事等において、契約日から局長が受賞者を決定する日までの間において、措置要領の規定により指名停止又は第5条第2項に規定する取組に係る口頭若しくは文書による嚴重注意の措置を受けた工事等は表彰対象とはしないものとする。

#### 4 第7条（推薦）関係

##### (1) 工事等の推薦件数

ア 推薦する工事の件数は、当該開発建設部等において前年度に完成した工事、ICT活用工事及びBIM/CIM活用工事等を勘案して決定するものとし、総件数は前年度に完成したものの2パーセント程度とする。

イ 推薦する業務の件数は、当該開発建設部等において前年度に完成した業務及びBIM/CIM活用業務等を勘案して決定するものとし、総件数は前年度に完成したものの1パーセント程度とする。

(2) 推薦に当たっては、原則として同一部門内の受注者の重複は認めない。

(3) 3(7)ア、エに該当しないこと。

(4) 推薦の依頼は、本局（営繕部を除く。）にあつては関係課長及び本局営繕部にあつては技術・評価課長並びに開発建設部にあつては次長（技術担当、札幌開発建設部にあつては事業調整官）へ事業振興部技術管理課長が行うものとする。

#### 5 第8条（北海道開発局i-Con奨励賞推薦委員会）関係

推薦委員会の委員長及び委員は、次のとおりとする。

##### (1) 本局

ア 本局各部（営繕部を除く）関連

(ア) 委員長 技術管理課長

(イ) 委員 会計課長、工事管理課長、関係課長（工事又は業務について推薦のある課の長）

(ウ) 推薦委員会の庶務は、技術管理課において行うものとする。

イ 営繕部関連

(ア) 委員長 技術・評価課長

(イ) 委員 営繕計画課長、営繕管理課長、営繕調整課長、営繕整備課長、保全指導・監督室長、営繕品質調査官、設備技術対策官、官庁施設管理官

(ウ) 推薦委員会の庶務は、技術・評価課において行うものとする。

##### (2) 開発建設部

ア 委員長 次長（技術担当、札幌開発建設部にあつては事業調整官）

イ 委員 各次長（委員長を除く）、技術管理官、技術検査官、契約課長（札幌開発建設部にあつては契約企画課長及び契約業務課長）及び関係課長

ウ 推薦委員会の庶務は、技術管理課（札幌開発建設部にあつては技術企画課）において行うものとする。

附 則

1 この通達は、令和2年4月21日から施行する。

附 則〔令和3年2月9日 北開局技管第217号〕

この通達は、令和3年2月9日から施行する。

附 則〔令和4年2月15日 北開局技管第187号-2〕

この通達は、令和4年2月15日から施行する。

〔別表1〕

項 目	内 容
① 作業性・安全性の向上	作業性・安全性向上に関する有効性（労働・作業環境の改善、ICT技術を活用した安全訓練の実施等）
② 施工管理・工程管理の効率化	デジタル技術等を活用した施工・工程管理に関する有効性（施工管理アプリ、タブレット、Webカメラ（施工機械、現場俯瞰）等のICT技術の活用）
③ 品質・出来形管理の効率化、品質向上	品質・出来形管理及び品質向上に関する有効性（3D出来形管理による効率化、施工履歴を活用した品質のバラツキ削減、UAVでの詳細地形把握をもとに成果の品質向上、取組による業務成果の向上等）
④ 検査・打合せ等の効率化	リモート化等による検査・打合せ等に関する有効性（遠隔臨場、Web会議等のICT技術の活用）
⑤ 書類作成の効率化	3Dデータ等を活用した工事関係図書・業務成果品等の書類作成に関する有効性（配筋や数量（土工）等の精査・検討に係る効率化、工事進捗状況の管理にUAV（航空写真）を有効活用等）
⑥ 工事計画等への活用	3Dデータ等を活用した工事計画や工法検討等に関する有効性（3Dデータによるコン打設計画の検討、工法の比較検討等）
⑦ 3Dデータ等の活用	3Dデータ等の作成に関し、当該工事又は業務完了後の施工や維持管理等（後工程）の各段階への情報共有や利活用等に寄与する取組（ICT施工の3D出来形管理は除く）
⑧ 全体最適の活用	全体最適を導入した施工プロセスの最適化に関する取組（生産性向上に顕著な成果が得られたものに限る。プレキャスト、プレハブ鉄筋、埋設型枠の活用や、高流動コンクリート、機械式鉄筋定着工法の導入等）
⑨ 新技術の活用	新技術（NETIS登録技術のうち、生産性向上に顕著な成果が得られたものに限る）を導入した取組であること
⑩ デジタル技術の活用	AR/VR、IoT、AI、GIS、GNSS、全天球カメラ、画像解析（診断）技術等のデジタル技術を活用した取組であること（②④⑨で評価した技術との重複不可）
⑪ 円滑な対外協議	3Dデータ等を活用した対外協議や地元住民対応等に関する有効性
⑫ 維持管理の向上	3Dデータ等を活用した維持管理の効率化・省力化・コスト縮減等に関する有効性（⑬との重複不可）
⑬ BIM/CIM	計画、調査、設計、施工、管理といった一連の建設生産・管理システムの効率化・高度化につながるBIM/CIMに関する取組（3Dデータに各種の属性情報を付与したBIM/CIMモデルの作成等）
⑭ 技術者育成	当該工事・業務の取組に関し、各種講習会、セミナーでの事例発表等の技術者育成に関する取組の有無（主に技術者を対象とするもの）
⑮ 担い手確保	当該工事・業務の取組に関し、各種現場見学会、体験学習でのPR等の将来の担い手確保につながる取組の有無（主に将来の担い手や保護者を対象とするもの）
⑯ 建設業のイメージアップ	当該工事・業務の取組に関し、テレビ、マスコミ、新聞等の報道に取り上げられる等の建設業のイメージアップにつながる取組の有無
⑰ その他	上記以外の取組（任意で設定し評価する。複数項目の設定可能）

〔別表2〕

項目	内容
① 先進的な実施	事業部門や現場条件等において、取組事例がまだ少なく、先進的に実施した取組 施工事例がまだ少ないICT施工を、先進的に導入した取組（施工事例の少ない小規模土工や水中掘削工等、ICT施工の新規工種等の取組）
② 最新技術の導入	新技術（NETIS登録技術のうち、生産性向上に顕著な成果が得られたものに限る。）、最新の技術・製品・サービス等を先進的に導入した取組
③ 活用方法の工夫	既存の技術・製品・サービス等の活用方法を工夫する等により、活用事例が少ない方法を採用する等の取組
④ BIM/CIM	BIM/CIMを先進的に取り組み、一連の建設生産・管理システムの効率化・高度化を図る取組
⑤ その他	上記以外の取組（任意で設定し評価する。複数項目の設定可能）

〔別表3〕

項目	内容
① 取組の波及性	取組、導入のしやすさや、経済性で有利等により、広く波及が期待される取組（既に波及性のある技術等は除く）
② 同一条件等への波及性	同一の事業部門や同一の現場条件等への波及が期待される取組
③ その他	上記以外の取組（任意で設定し評価する。複数項目の設定可能）

〔別表4〕

項目	内容
ア. 現地条件に関する事項（イ. と同一内容での重複する採点は不可）	
① 自然的条件	地質、土質（⑦以外の事象）、気象（⑥以外の事象）等（湧水地、多雨地等）の自然的条件
② 地理・地形的条件	山間地、遠隔地、急峻地、地すべり地、湿地、狭隘地等の地理・地形的条件（⑧以外の事象）
③ 社会的条件	人家密集・隣接、交通量、地下埋設物、用地制約等の制約の有無 騒音、振動、交通工法等から作業方法、作業時間等の制約の有無
④ 工期制約条件	工期内工期（供用開始時期）等の工期制約の有無
⑤ 工事施工条件	水中工事、小規模工事、複数の施工箇所、高所作業等の施工条件の有無 他工事調整、港外工事（潮流の影響を受ける）等の制約の有無
イ. 北海道の地域特性に関する事項	
⑥ 自然気象条件	北海道の厳しい積雪寒冷や流水の影響を受ける中での取組であり、これを克服する取組
⑦ 地質・土質条件	北海道の泥炭土による軟弱地盤等に対する取組であり、これを克服する取組
⑧ 広大な地理的条件	広大な地理的条件を背景とし、膨大、長大となるもの（工事目的物・管理施設）を対象とした取組等
ウ. その他	
⑨ その他	上記以外の取組（任意で設定し評価する。複数項目の設定可能）

〔別表5〕

評価方法	内容
① 作業の省力化・省人化	作業に関する有効性（作業員数の削減、作業・待機時間の短縮、施工機械の稼働の効率化、オペレーターの負担軽減等）
② 工程・工期の短縮	工程の短縮に関する有効性（取組に関係する工程の短縮、工期短縮等）
③ BIM/CIMの推進	BIM/CIMの推進に大きく寄与する取組
④ i-Constructionの推進	i-Constructionの推進に大きく寄与する取組（大規模な現地見学会を開催し建設業のイメージアップに大きく貢献する取組等）
⑤ その他	上記以外の取組（任意で設定し評価する。複数項目の設定可能）